

## 新規組み入れマイクロファイナンス機関のご紹介 No. 13 「VFアゼルクレジット(アゼルバイジャン)」

大和マイクロファイナンス・ファンドの投資対象である「DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ」は、2011年9月29日にアゼルバイジャンのマイクロファイナンス機関「VFアゼルクレジット」に現地通貨建てで約86万米ドル相当の投資を行いました。



### VFアゼルクレジット (アゼルバイジャン)



#### 【VFアゼルクレジットとは?】

VF(ヴィジョン・ファンド)アゼルクレジットは、1996年に国際NGOワールド・ヴィジョンがアゼルバイジャンにおいてマイクロファイナンス業務を行うためのプログラムとして発足しました。

その後、2002年に同国中央銀行にノンバンク機関として登録されました。設立当初は同国の農村地域を主な活動地域としていましたが、業務が順調に拡大し、2010年12月末時点で同国に21支店を有する代表的なマイクロファイナンス機関(MFI)に成長しました。

総資産額	30.4百万米ドル (2010年12月末)
総融資残高	27.0百万米ドル (2010年12月末)
借り手総数 (内、女性比率)	35,868人(約41%) (2010年12月末)
貸倒率	0.16%(2010年12月末)

(出所: Mix Market)

#### 【融資実行の理由】

世界的なマイクロファイナンス・ネットワーク機関である国際NGOワールド・ビジョン傘下のヴィジョン・ファンドに属するVFアゼルクレジットは、アゼルバイジャンのマイクロファイナンス市場において、確固とした地位を築いている同国の代表的なMFIであり、業績は好調で、企業統治もしっかりとしています。特に小口融資の貸付内容が非常に優れ、信用リスク管理が徹底されています。農村地域での強みを活かした事業拡大の計画も準備しており、今後も着実な成長が見込めることから同MFIへの融資を決定しました。

#### 【アゼルバイジャンのMFI事情】

かつて旧ソビエト連邦に属していたアゼルバイジャン共和国は、現在カスピ海油田の恩恵を受け順調に経済成長しています。同国マイクロファイナンス協会(AMFA)には18のノンバンク、13の銀行が加盟しており、計31機関の小口融資の残高は毎年着実に増加しており、2009年末現在約448百万米ドルとなっています。

### 借り手の事例

※ご本人の快諾を得て掲載しています。



シュクロヴァ・シャニヤーさん

資金用途:

野菜・果物の売店

シャニヤーさんは1962年、イランとの国境に近いジャブライル県ニヤズグラール村の農業に従事する家に生まれ、9歳のときに学校を辞めて父の仕事を手伝うようになりました。

その後、結婚を機に同県シクハリアガリ村に移住しましたが、アルメニアによる軍事侵略により、数回の移住を余儀なくされ、首都バクー市近くのカラダフ県ロクバタン居住地区のアパートに住むことになりました。

シャニヤーさんは、子供達と一緒に現在のような状況を我慢していくことはできないと考え、この状況から抜け出すために、ロクバタン居住地区に売店を借りようと思いました。シャニヤーさんは同地区で商売をしているララさんからVFアゼルクレジットのことを教えてもらい、融資の相談をし、少額の融資を受けることができました。小口融資を受けたときは、生活そのものが非常に困難な時期だったので、大変助かったそうです。この融資で売店のカウンターを大きくすることができ、店先で野菜と果物を販売できるようになりました。商売は順調に拡大し、自宅アパートを修繕し生活を立て直しました。そして、娘の結婚も祝うこともできました。

シャニヤーさんは同MFIとの最初の出会いを鮮明に覚えています。初回の融資は約470マナト(600米ドル相当)でした。現在の融資額は約1,570マナト(2,000米ドル相当)で、売店を大きくする予定です。

※上記は、大和マイクロファイナンス・ファンドの投資対象である「DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ」の投資先マイクロファイナンス機関をご紹介したものです。将来の組み入れを示唆・保証するものではありません。

2ページ目の一般的な留意事項を必ずご覧ください。

出所: MixMarket、DWMアセット・マネジメント社

お申し込みの際は必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご確認ください。

## ファンドの特色

- 世界の貧困問題に取り組むマイクロファイナンス機関( Microfinance Institutions: MFI)の活動を、直接的な融資も含め資金面で支援するファンドです。
  - 実質的な運用は、マイクロファイナンスに特化した運用会社であるDWMアセット・マネジメント社が行います。
  - 実質的な運用に当たっては、投資対象国(通貨)を幅広く分散することを基本とします。
  - 年2回決算を行います。
- 当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

## お申込メモ

信託期間	原則として、2011年3月1日から2021年2月23日まで
購入単位	1,000円以上1円単位*または1,000口以上1口単位 * 購入時手数料および購入時手数料に対する消費税等に相当する金額を含めて、1,000円以上1円単位で購入いただけます。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
決算日	2月および8月の各23日 (年2回。ただし、当日が休業日の場合には翌営業日とします)

## 投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券などを投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。**投資信託は、元本が保証されているものではありません。また、預貯金や保険と異なります。**当ファンドへの投資には主な変動要因として、「マイクロファイナンス投資にかかるリスク」「金利変動リスク」「信用リスク」「為替変動リスク」「カントリーリスク」「流動性リスク」などが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■目論見書のご請求・お申込みは…

■設定・運用は…

### 大和証券

### 東京海上アセットマネジメント投信

商号等：大和証券株式会社  
金融商品取引業者  
関東財務局長(金商)第108号  
加入協会：日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、  
社団法人金融先物取引業協会、  
一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

商号等：東京海上アセットマネジメント投信株式会社  
金融商品取引業者  
関東財務局長(金商)第361号  
加入協会：社団法人投資信託協会、  
社団法人日本証券投資顧問業協会

## ファンドの費用

### お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料	購入金額に下記の購入時手数料率を乗じて得た額とします。	
	購入金額	手数料率(税込)
	5,000万円未満	3.150%
	5,000万円以上5億円未満	1.575%
	5億円以上	0.525%
	購入金額：(申込受付日の翌営業日の基準価額/1万口) × 申込口数	
換金(解約)手数料	ありません。	
信託財産留保額	ありません。	

### お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬の上限は <b>年1.9765%(税込)程度</b> となります。 ※当ファンドならびに当ファンドが投資対象とする投資信託証券にかかる信託報酬は以下の通りです。 ・当ファンド：信託財産の純資産総額に対し、年1.0815%(税抜1.03%) ・DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ： 純資産総額に対し、年0.895%(注) (注)ただし、 <b>信託報酬のうち管理会社に支払う報酬(年0.07%)が125,000米ドルに満たない場合は、125,000米ドルとなりますので、投資信託証券の純資産総額によっては上記報酬率を超える場合があります。</b> ・東京海上マネーマザーファンド：信託報酬はかかりません。
その他の費用・手数料	信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年0.0105%(上限年63万円))、信託事務などに要する諸費用、立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外国における資産の保管などに要する費用、借入金の利息および組入投資信託証券においてかかる費用などが保有期間中、その都度かかります。 ※監査費用を除くこれらの費用は実際の取引などにより変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記手数料等の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。 **詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

### 【一般的な留意事項】

■当資料は、東京海上アセットマネジメント投信株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申し込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。■当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。■当資料に掲載された図表などの内容は、将来の運用成果や市場環境の変動などを示唆・保証するものではありません。■投資信託は、値動きのある証券など(外貨建資産に投資する場合には、為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。■投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資家に帰属します。■投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。■登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。